

商店街再生の 足音が聞こえる

商店街新法認定と 補助金活用の実際

第11回



商業ジャーナリスト 鶴野礼子

商店街を対象にした国の支援策の中でも、商業者の関心が最も高いのは補助金制度だろう。国（経済産業局）の直轄による補助事業「中小商業活力向上事業」は、認定された事業に対する補助金が一件あたり上限五億円（下限一〇〇万円）で、二〇〇九年度の予算は四二億円という規模の大きいものである。

同事業は、二〇〇七年度まで実施していた「少子高齢化等対応中小商業活性化事業」をリニューアルし、二〇〇八年度から実施。対象者、対象事業が大幅に拡充された。商店街等が主体となって実施する「社会課題に対応した商業活性化の取り組み」

を支援することにより、商店街等にぎわいを創出し活性化を図るとともに、「地域コミュニティの核」となる商店街等の果たすべき「社会的、公共的役割」の向上を目指す。

同事業は、地域商店街活性化法の認定と同時に活用したい大変重要な補助金制度である。

中小商業活力向上事業は 社会課題に対応した補助

中小商業活力向上事業（二〇〇九年度）の概要は次の通りである。

■対象者

商店街振興組合、商店街振興組合

連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会議所、商工会、商工会連合会、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、民間事業者（定款等により代表者、財産管理等の取り扱いが整備されている者に限る）。

ただし、事業区分により一部補助事業者の要件が異なる。

■補助率と下限・上限額

対象事業の事業費の三分の二（地域商店街活性化法の認定を受けた事業である場合）、二分の一、三分の一を国が補助する。補助率は法律の認定要件等により異なる。一件の事業に対する補助金の下限額は一〇〇万円、上限額は五億円。

■対象事業

商店街等における中小商業の活性化を図るとともに、次の社会課題に対応した事業であり、年度内に完了するもの。

- ① 少子高齢化、安全・安心
- ② 低炭素社会構築・環境・リサイクル
- ③ 創業・人材、地域資源・農工商連携、生産性向上・新技術活用
- ④ ハード事業
- ① 商店街・商業集積の活性化を図る

とともに一般公衆の利便に寄与する施設整備（教養文化施設、省エネ型アーケード、バリアフリー型カラー舗装、インキュベータ施設、テナントミックス店舗等）

② 商店街等を取り巻く様々な社会問題に対応することにより、商店街等の活性化を図るための施設設備（防犯カメラ、共同リサイクルシステム、電子マネー・ポイントカードシステム、POSシステム、農工商連携を推進する施設等）

(2) ソフト事業

① 商店街等活性化支援
福祉・コミュニティビジネスや共通駐車券システム等により商店街等の活性化を図る事業。

② 空き店舗活用支援

空き店舗等を活用し、チャレンジショップ、コミュニティ施設（保育サービス・高齢者交流施設等）、地域農産品のアンテナショップ、テレワーク施設等を設置・運営する事業。

③ 経営革新支援

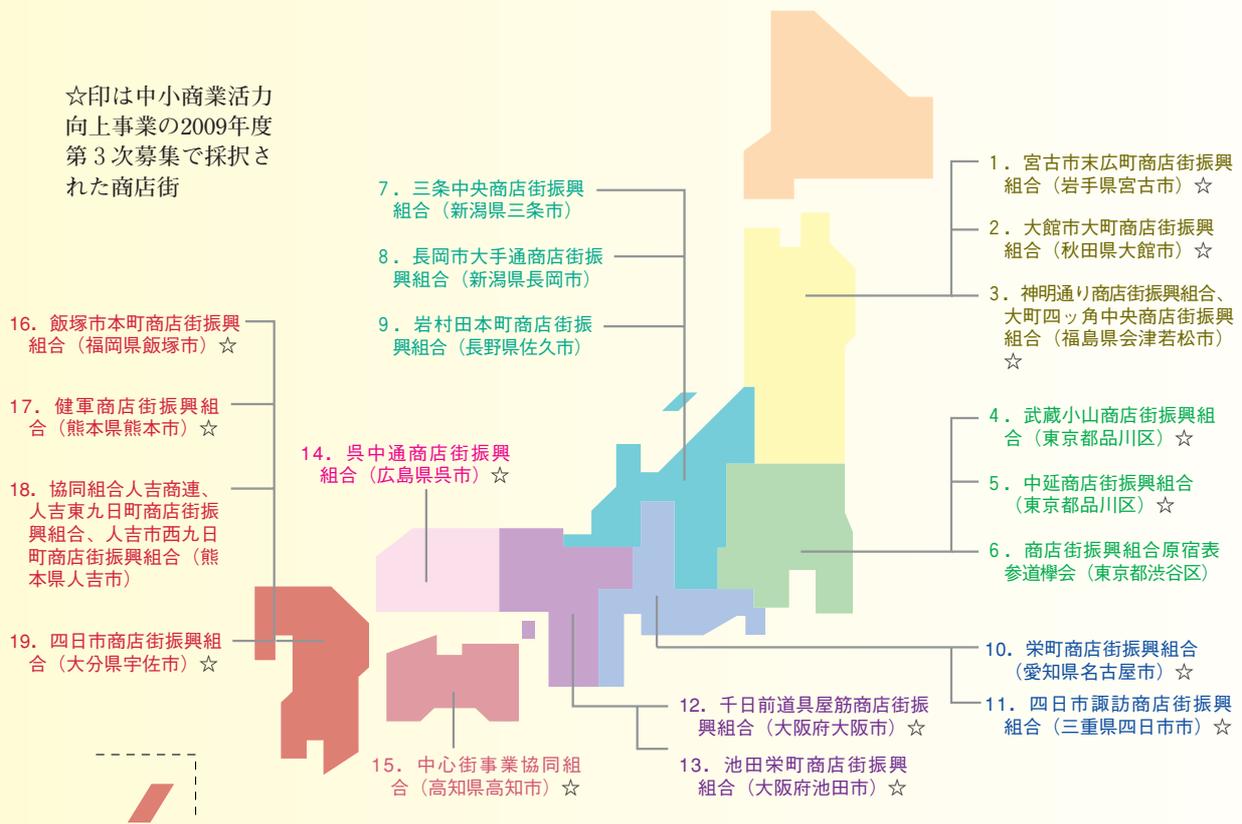
製造業者・卸売業者・小売業者の連携による生産性の向上を図る事業や、業種・業態を融合した新たな商形態を開発することによる新たな需要の創出・拡大を目指した事業。

④ アーケード等撤去支援

被災や老朽化したアーケードを撤

■地域商店街活性化法の認定を初めて受けた19商店街

☆印は中小商業活力向上事業の2009年度第3次募集で採択された商店街



去ることにより、商店街の安全・安心に寄与するとともに、商店街のイメージアップを図る事業。

⑤施設活用活性化事業

本補助金により整備した施設を利用し、その施設を整備した者が商店街・商業集積の活性化を図る事業。

法認定一九件中一四件が補助事業の採択を受けた

二〇〇九年度は二月十六日～三月六日に第一次募集が行われ、全国で五二件の事業を採択したことが六月五日に公表された。八月十日～九月四日の第二次募集では四二件、九月十四日～十月五日の第三次募集では五二件が採択された。十一月四日～十一月二十四日の第四次募集の結果はまだ公表されていない(二〇〇九年十二月末時点)。

二〇〇九年八月一日に施行された新法「地域商店街活性化法」の事業認定を受けた商店街一九件が、第一弾として十月九日に公表されたが、このうち一四件が中小商業活力向上事業の第三次募集で採択されている。同法の認定事業は、国の補助率が二分の一から三分の二に拡大するため、メリットは大きい。

例えば、三重県四日市市の四日市

諏訪商店街振興組合は、自治体や地域住民の要請を踏まえ、防犯カメラの設置および駐車場のLED照明化により、街頭犯罪の抑止効果を高める。また、太陽光発電システムの設置とLED照明による電気代の節約分をもとに集客イベントや防犯、環境PRを実施する。これらのハード整備にかかる費用の三分の二を国の補助金で賄う。

東京都品川区の中延商店街振興組合は、「50+ (ファイティプラス) 中高年にやさしい商店街」のコンセプトのもと、大分県竹田市等の地域と連携し、特産物を取り扱うアンテナショップの設置・運営等を実施。さらに、商店街の個店でも特産品を扱い、ブランド力、集客力の向上を目指す。中延商店街の場合は、事業実施者が提携先のNPO法人バリアフリー協会である。

地域商店街活性化法の認定を受けるための申請と、中小商業活力向上事業の応募は個別に必要であり、別々に取り扱われるものであるが、地域の公益団体としての社会的役割をしっかりと認識している商店街は、所定の要件を十分クリアできることだろう。国の支援策が手厚い今だからこそ、取りこぼしのないよう積極的に活用していきたい。